

令和 年 月 日
午 前 時 分 受領
午 後

令和7年2月14日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二 ㊟

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。(一問一答方式)

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|------------------|---|--|
| 1 道路異状通報システムについて | <p>(1) 京都縦貫自動車道(国道478号)を含む国道4路線、府道16路線の町内区間での各延長に、町道701路線の延長 387.864kmを加えた計721路線の(町内での)総延長距離は。</p> <p>(2) 昨年3月29日から、国土交通省による道路異状通報LINE(下の二次元コード)が全国で開始となった。同LINEの対象道路、通報可能な道路異常の具体的な種別・内容、従来の通報方法と較量した相対的優位性・有利性(利点)は。</p> <p>(3) 同LINEによる町内の道路関連の通報件数と町道関連の内数は。</p> <p>(4) 通報後の対応の流れと完了までに要する日数の目安は。</p> <p>(5) 同LINEによる通報システムの周知・普及を標榜して、いっそうの広報を図るべきではないか。</p> | <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> |
| 2 須知高校生の通学支援について | <p>(1) 町では、町立小学校及び中学校の遠距離通学費一部負担金に関する徴収要綱にもとづき、2017年度(平成29年度)から、町立の小・中学校に在籍し、バスで通学する児童・生徒を対象として、同要綱 第5条に規定する町営バスや民間路線バスの通学定期代 一部負担金を当分の間、徴収しないとし、いわゆる通学バスの無償化を行っている。その目的は。</p> | 教育長 |
| | <p>(2) 町では、町立中学校自転車通学に関する支援事業実施要綱にもとづき、2018年度(平成30年度)から、自転車通学を行う生徒への支援として、保険(府PTA協議会こども総合補償制度)加入に要する経費を全額補助している。本事業の目的は。</p> | 教育長 |
| | <p>(3) 町では、町営バス利用促進助成金交付要綱にもとづき、2011年度(平成23年度)から、町内の高校(須知高校)の通学に要する町営バス定期券の額の半分の助成金として交付している。本制度の町営バス利用促進以外の目的は。</p> | 町 長 |
| | <p>(4) 上記事業の目的をトレースし、生徒の安全を確保し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、須知高校に自転車通学する生徒に対しても、自転車保険の加入に要する経費および自転車用ヘルメットの購入に係る助成を行い、町内高校における教育環境のいっそうの整備・充実を図っていくべきではないか。</p> | 町 長 |
| | <p>(5) 町立学校在籍のバス通学者の場合と軌を一に、須知高校に通学する生徒の民間路線バス定期券についても、助成の対象に加えるべきではないか。</p> | 町 長 |
| 3 ウッディパルわちについて | <p>持続可能なまちづくりや地域のにぎわい創出に向け、町と香港理工大学 [PolyU] が連携し、昨年秋、町内フィールドワークと中間成果報告会が実施され、そのおよそ1か月後の昨年11月には、最終成果報告会の開催があった。</p> <p>(1) 香港理工大学の概要・特長と町との連携に至る契機と経緯は。また、同大学の何学院(学部)何学系(学科)との連携か。</p> <p>(2) 総務省の新規事業として、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取り組みを加速化させるため、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を支援する「ふるさとミライカレッジ」がある。同大学や一橋大学とのさらなる関わり深化を志し、提案書の提出期限は3月28日とタイトなスケジュールではあるが、委託費1件あたり1千万円を上限と</p> | <p>町 長</p> <p>町 長</p> |



| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|------------|--|--|
| | <p>するモデル実証事業(15件程度を採択予定)にチャレンジしてはどうか。</p> <p>(3)ウッディパルわち利用料改定後の利用状況は。</p> <p>(4)ウッディパルわち(京丹波町わち緑の交流空間施設、京丹波町土と緑いきいき農園簡易宿泊施設)設置の目的は。</p> <p>(5)コア期間を来年9月から11月とする都市緑化フェア開催の目的は。</p> <p>(6)ウッディパルわち設置の目的と都市緑化フェア開催の目的には相通ずるものがあり、相乗効果が期待できると較量するが、見解は。</p> <p>(7)ウッディパルわちのさらなる利用向上などを目指して、同管理委員会と協議を行っている事項はあるのか。ある場合、どのような内容か。</p> <p>(8)同大学生によるプレゼンテーションを基軸とし、プロモーション戦略室と連携して、インバウンド需要の掘り起こし、町内への誘引も念頭に置きつつ、英語、中国語など、多言語に対応したウッディパルわち内コテージのリノベーションを目指したガバメントクラウドファンディングを募ってはどうか。</p> | <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> |
| 4 地域通貨について | <p>(1)地域通貨の導入には、開発コスト、コンサルコストやシステム利用料、決済手数料などのランニングコストなど、多額の投資が必要と算段する。それぞれについて、どの程度を見込んでいるか。</p> <p>(2)投資に見合う経済効果として、どのような点を見込んでおり、町民のみなさんの福祉をどのように向上するものなのか。また、投資回収、損益分岐などに纏わる具体的な戦略は備えているのか。</p> <p>(3)フィジビリティ・スタディ(実行可能性調査)の一環として、アンケート調査を実施するなど、Pay Pay などの民間によるキャッシュレス決済の町内での普及状況の把握はできているのか。民間のキャッシュレス決済が、町内において、十分に浸透・波及していない段階であるならば、抑論として、地域通貨事業は、なにを意義とし、いかなる層をターゲットとしているのか。</p> <p>(4)地域通貨事業は運営上、スケールメリットが重要な事業と見積もるが、あえて、町内限定のローカルで行おうとする意味は。</p> <p>(5)これまでから、(スーパー)プレミアム商品券事業などを紙ベースで実施してきていることからわかるように、地域通貨事業は、取扱事業所にとって、必ずしも利便性が高いものにならず、町民のみなさんほか利用者にとってもまた、ニーズに合致したものにならないのではないかと懸念され、懸け離れた押し付け型かつ独善的な事業と化さないか。</p> <p>(6)近隣市では、システムの維持、運営経費に年1千万円以上かかっており、また、ポイント付与などは、国からの財源を充ててきており、市の独自財源で同様の運用をしていくのは困難として、2月末で、キャッシュレス決済アプリ(運営期間:2年 足らず/利用加盟事業所数:340)の取り扱いを終える。かかる判断事例は、具体的にどのような示唆を含意しているか。</p> <p>(7)企業版ふるさと納税による寄附金の使途はどのように決めているのか。町からのプレゼンテーションによるマッチング、いわゆる営業活動は何を軸としているのか。また、十分にできているとジャッジしているのか。</p> <p>(8)地域通貨の導入に伴い、管理面や運用面のコストとして、固定費が継続的に発生する。諸々のコストは、いくらになると見込んでおり、中・長期にわたって、持続可能となる財源の裏付けは担保できているのか。事業が不調に終わった場合のリスクヘッジやコンティンジェンシープランを明確に掲げておくべきではないか。</p> <p>(9)町独自の地域通貨の導入に拘らず、民間のキャッシュレス決済との提携を手当てし、地域への再投資を促進するスキームを構築していく方が、利便性が高まり、低コストかつ迅速に効果が現れるのではないかと懸念され、懸け離れた押し付け型かつ独善的な事業と化さないか。</p> | <p>町 長</p> |

1 質問の要旨は、具体的に記載する。

2 質問の相手は、町長、行政委員会の長、または監査委員とする。